

鹿児島県立図書館協議会の委員の公募について

鹿児島県教育委員会では、図書館法及び鹿児島県立図書館協議会設置条例に基づき設置されている図書館協議会の委員について、県民の参画を得て、その審議の活性化とより開かれた図書館奉仕の推進を図るため、下記のとおり委員の一部を公募します。

1 公募期間

令和2年10月14日(水)～11月13日(金)

2 募集人員

2人

3 委員の任期

令和3年1月15日～令和5年1月14日(2年間)

4 応募資格

応募資格は、次の用件をすべて満たす方

ただし、既に県教育委員会が設置する審議会等の委員である方及び公務員は除く。

- (1) 県内に居住していること。
- (2) 令和3年1月15日現在で、満20歳以上であること。
- (3) 年に2回程度、県立図書館において平日に開催される会議に出席できること。

5 応募方法

次の書類を郵送、FAX、電子メール又は持参のいずれかにより提出してください。

(1) 応募申込書

応募申込書(Word・一太郎)

応募申込書(PDF)

(2) 小論文(様式自由800字程度)

- ・ テーマ:「これからの県立図書館に望むこと」
- ・ 様式は自由、テーマと氏名を記入する。

※ 応募書類は返却しません。

6 応募受付

上記募集期間(11月13日(金))とします。郵送の場合は、封筒の余白に「図書館協議会の委員の応募」と朱書きしてください。

なお、持参の場合は午前9時から午後5時まで、県立図書館総務課にて受け付けます。

ただし、毎週月曜日は休館日のため受付ができません。

7 選考方法等

(1) 選考方法

ア 選考委員会で書類（応募申込書及び小論文）審査の上、公募委員の候補者を選定します。

イ 選考委員会で候補者として選定された方について、教育委員会に諮り決定します。

(2) 結果の通知

結果については、教育委員会での決定後、速やかに応募者全員に通知します。

なお、選考結果の理由についてのお問い合わせにはお答えいたしかねますので、予め御了承ください。

(3) 委員の公表

公募委員に決定した方については、氏名及び居住市町村を公表しますので、予め御了解ください。

8 委員の身分及び義務

(1) 委員の身分は、県教育委員会の非常勤の職員となります。

(2) 委員は、県立図書館協議会に出席し、自らの学識、経験等に基づき、自己の責任において意見等を述べていただきます。なお、県行政に対する特別な地位が与えられるものではありません。

(3) 委員としての地位を政治的目的、営利的目的及び宗教的目的に利用することはできません。

9 委員に対する経費の負担

県立図書館協議会に御出席いただいた場合は、県の規程による報償費及び交通費等をお支払いします。

10 個人情報の取扱い

住所・電話番号等については、個人情報保護条例に基づき、鹿児島県立図書館協議会委員の公募に関することに限り使用するとともに、適正に管理します。

11 提出先及び問合せ先

鹿児島県立図書館総務課

住 所：〒892-0853 鹿児島県鹿児島市城山町7番1号

電 話：099-224-9511

F A X：099-224-5824

電子メールアドレス：libsomu@pref.kagoshima.lg.jp